

第三十一回国会 社会労働委員会 議 録 第十二号

昭和三十四年二月二十六日(木曜日)
午前十時四十五分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

二月二十六日

委員大橋武夫君及び野澤清人君辞任につき、その補欠として川崎末五郎君及び天野光晴君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員天野光晴君及び川崎末五郎君辞任につき、その補欠として野澤清人君及び大橋武夫君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

児童福祉法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二四号)

内閣提出の最低賃金法案に関する件

○園田委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、最低賃金法案に対し、さきに多賀谷真穂君外二名提出の修正案に附し発言を求められております。これを許します。多賀谷真穂君。

○多賀谷委員

ただいま議題になりました最低賃金法案に対する修正案につきまして、その提案理由及び内容の概要について説明申し上げます。

政府は最低賃金の決定方法として、第一に、業者間協定によるもの、第二に、業者間協定の地域の拘束力によるもの、第三に、労働協約による地域の拘束力によるもの、第四に、審議会の調査審議に基づくものの四つを掲げております。第三の方式はすでに労働組合法第十八条の労働協約の一般的拘束力の規定の適用によって十分であり、第

四の方式も労働基準法第二十八条以下によって十分なし得るところであります。ゆえに政府案の真のねらいは第一、第二の方式である業者間協定に基く最低賃金の新設にあることは明らかであります。

業者間協定は次の条件がなければ締結が推進されません。第一に、求人難であるということ、第二に、求人難であることとあつておるという場合、第三に、企業の質が均一であるということ、第四に、過当競争の業種で不正競争排除の必要があるという場合、第五に、業者の組合が強力にかつ統制力がある場合等でありまして、約二年間で八十件程度しか締結されていないのであります。今後果してどの程度推進されるか疑問であります。

第二に、たゞ任意の業者間協定ができたとしても業者の全員の合意によつて、労働大臣または労働基準局長に申請を決定を受けなければ、この法律にいう最低賃金にはならず、罰則の適用もありません。業者間協定が任意協定として有効に効力があるのに、わざわざ罰則の伴う法的拘束をとるのかどうか、これまた疑問であり、業者のうち一人でも反対者があれば申請ができないうのであります。もし全員一致して申請するといふならば、それは余程の利益のある場合であり、地域的一般的拘束力を持つことを欲する場合等のはかばかしいものであります。

任意の業者間協定中法的手続をとるものはごく少いと考えなければなりません。

第三に、業者間協定が申請され、その最低賃金額が不当に低くとも、労働大臣並びに労働基準局長は法の最低賃金として不適当なりとして却下するのみで、何ら修正の権能がないのであります。これこそ何のため行政官庁に申請をさせし決定をさせるか意義がないと思ふのであります。

第四に、われわれは政府案に対し、まことに奇異に感じますことは、却下された最低賃金の業者間協定が民事的契約としては有効であり、政府は、それらに対し何らの介入もできないことであります。

いやしくも申請をして不当として却下されたものが民事的には有効な協定であるというのと自体、問題であり、かかる業者間協定は不当協定として認むべきでなく、無効として禁止すべきものであると思ふのであります。

現実には締結された業者間協定は、政府は、一〇％ないし一五％アップになつておると説明しておりますけれども、しさいに検討すると、あるいは、従来のどんぶり勘定を改めたにすぎないものがあり、大体は八時間労働でやつと食事代が出て、その他の生活費は時間外労働でかせぐ程度のものであり、これでもって労働者の生活の改善は期し得られないと思ふのであります。

業者間協定についてさらに重要なことは、労働条件の決定に使用者に一方的にまかすし、それをそのまま法によって保障するといふことであります。これは労働立法としてはけしからぬのであります。労働基準法第二条に

「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。」とつたい、たゞい組合の組織のできない場合でも、労働基準法は時間外及び休日労働協定、就業規則の作成等の場合には「労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。」と規定しており、労働条件の決定には当該労働者の代表の意見を反映すべく非常な苦心と努力を払つてゐるのであります。

国際労働条約、ことに最低賃金決定制度の実施に関する勧告においては、「最低賃金決定制度は、其の採れる形式の如何を問はず、当該職業又は職業の部分に於ける関係条件を調査し尚第一に、且つ主として影響を受ける利害関係者、即ち該職業又は職業の部分に於ける使用者及労働者と協議して、之を運用すべく、如何なる場合に於ても、最低賃金率の決定に関する一切の事項に付ては、右使用者及労働者の意見を求め且つその意見に対しては充分にして均等なる考慮を払ふべし。」と規定しており、本法案がこの勧告に抵触することは政府みずから認めることのであります。

ただ政府は、この法案は最低賃金決定制度の創設に関する条約に対してはなんら抵触することがないとして強弁しておりますけれども、同条約の第三条ただし書きの規定に適合しているかどうか非常な疑問があります。業者間協定に基づく最低賃金は原案作成についてなんら労働者は参与せず、しかも最低賃金審

議会の方式も労働基準法第二十八条以下によって十分なし得るところであります。ゆえに政府案の真のねらいは第一、第二の方式である業者間協定に基く最低賃金の新設にあることは明らかであります。

業者間協定は次の条件がなければ締結が推進されません。第一に、求人難であるということ、第二に、求人難であることとあつておるという場合、第三に、企業の質が均一であるということ、第四に、過当競争の業種で不正競争排除の必要があるという場合、第五に、業者の組合が強力にかつ統制力がある場合等でありまして、約二年間で八十件程度しか締結されていないのであります。今後果してどの程度推進されるか疑問であります。

第二に、たゞ任意の業者間協定ができたとしても業者の全員の合意によつて、労働大臣または労働基準局長に申請を決定を受けなければ、この法律にいう最低賃金にはならず、罰則の適用もありません。業者間協定が任意協定として有効に効力があるのに、わざわざ罰則の伴う法的拘束をとるのかどうか、これまた疑問であり、業者のうち一人でも反対者があれば申請ができないうのであります。もし全員一致して申請するといふならば、それは余程の利益のある場合であり、地域的一般的拘束力を持つことを欲する場合等のはかばかしいものであります。

任意の業者間協定中法的手続をとるものはごく少いと考えなければなりません。

第三に、業者間協定が申請され、その最低賃金額が不当に低くとも、労働大臣並びに労働基準局長は法の最低賃金として不適当なりとして却下するのみで、何ら修正の権能がないのであります。これこそ何のため行政官庁に申請をさせし決定をさせるか意義がないと思ふのであります。

第四に、われわれは政府案に対し、まことに奇異に感じますことは、却下された最低賃金の業者間協定が民事的契約としては有効であり、政府は、それらに対し何らの介入もできないことであります。

議会は原案を承認するかいなかの判断しかできず、原案を修正する権限を持たない場合に、果してこの条約に抵触せずと言ひ切れるかどうか。本条約の批准をめぐって、今後国際労働会議で論議され、労働者の意見の反映して、ない業者間協定を含む最低賃金法案は、本案ILO条約並びに勧告が期待する最低賃金法と、本質的に異なる性格のものであるという批判を受けることは火を見るよりも明かであります。

さらに政府は業者間協定の方式の手本をアメリカの一九三三年の全国産業復興法における各産業が自主的に作成する公正競争規約に求めているようであり、同法は、あの世界的大恐慌を克服せんとし、低賃金を排除し、購買力の増大を通じて、産業の復興をはかんとした故ルーズベルト大統領の公正な企業者を悩まし、労働者に諸善悪をもたらした海賊的行為を排除するといふ異常な決意によって制定されたものであり、それに基づいて作成された公正競争規約は、もし大統領の承認を得られないならば大統領のみから作成するといふ最低賃金の問題に対する連邦政府の強力な干渉を規定するものであり、政府の業者間協定とは全く雲泥の相違があるといわねばなりません。かように、業者間協定に基く最低賃金につきましては、本委員会において政府よりいろいろ御答弁を得ましたけれども遺憾ながら納得することができず、ここに修正案として業者間協定に基く最低賃金を削除いたすこととしたのであります。

徴を持つておるか、低賃金階層がどのような形で構成せられ、さらに賃金格差がどの点で最も深刻化しているかという点に対する正確な認識が必要であると思ふのであります。この点の認識いかんによつては最低賃金法の性格方式等が非常に異なるのであります。わが国の賃金は国際的に比して著しく低いといわれております。賃金の国際的比較はなかなか困難であります。わが国の賃金の低いということは、単に賃金一般水準の低いということだけでなく、他に賃金分布の問題があるわけであり、諸外国と高賃金の者同士を比較すればその差は非常に縮小しておりますけれども、低賃金の者同士を比較すればその差は非常に拡大しており、賃金分布の平等度にかつて問題があると考えるのであります。すなわちわが国の賃金構造は広範な低賃金階層の存在と種々の賃金格差の拡大にその特色を見出すことができるのであります。その賃金格差の第一は企業規模別賃金の格差であります。諸外国が五百人以上の事業所の労働者の賃金に対して、十人未満の事業所の労働者の賃金が入る九〇%ないし九〇%であるに對してわが国は四〇%程度という状態になっており、しかもこの格差は、昭和二十五年頃より拡大の傾向をたどっていることはさらに憂うべき現象であります。

この企業規模別賃金格差の要因を、わが国資本主義の構造的特質とわが国労働組合の組織のあり方から分析してみたいと思ひます。欧米の諸外国では大企業と小企業との間の付加価値の差が二〇%をこえないのに、わが国では五〇%という大きな開きを持つてゐることは事実であります。しかし、付加価値の相違の中には単に労働生産性の相違だけでなく、下請関係及び原料供給の関係を通過して行われる大企業の中小零細企業に対する支配、従属関係、それを支えている財政金融面での諸政策全般が含まれてゐるのであります。すなわち、わが国の産業構造の後進性とそれを打破せんとする政策の欠陥が中小企業の付加価値を不当に低め、企業間の賃金格差を拡大せしめておるのであります。次に規模別賃金格差を拡大せしめておる原因として、わが国の労働組合の組織のあり方をあげることができるとであります。諸外国におきまして、企業間賃金格差の少いことは決して自主的に生じたものではありません。むしろ労働運動も発展せず、最低賃金制も確立していない時代においては、賃金の格差は意外なほど大きかつたことをわれわれは過去の資料で知ることができるのであります。しかし賃金格差の大きいこの賃金を現在のごとき形に変化せしめたのは、経済構造の変化だけではなくして、実に労働組合運動と最低賃金制であつたのであります。御存じのごとく諸外国の組合は産業別組合であつたと、職業別組合であつたと、いずれも企業外の横断組合であり、その中小企業の労働者を包含した産業別組合または職業別組合がその経営者団体と統一交渉を行つて最低基準の設定を行つてきたのであります。これらを通じて統一労働市場が形成せられ、企業間賃金格差は縮小されたのであります。

しかも臨時工を除いた本工員のみをもつて組織された企業別組合であり、単産はあつても大部分は連合会であるし、海員組合を別にすれば単産本部で団体交渉に強力に介入できる体制を作り上げてゐるのは炭労を初めわずからであります。しかも、中小企業の労働者の組織率はきつて低く、三十人より百人未満までは約二割、三十人未満は更に低く、より下は約一割のみに止ります。現状では中小企業の労働組合はとうてい賃金格差を縮小するだけの力を持ち得ないのであります。わが国の労働組合が企業別従業員組合から脱皮して産業別労働組合を確立し、その産業別組合の内部に中小企業の労働者を包括して中小企業の低賃金を緩和する必要があると思ふのであります。以上企業規模別賃金格差の拡大とその要因について述べたのであります。が、次に雇用形態別賃金格差、すなわち、常用臨時、日雇い別賃金格差の拡大をあげることができるのであります。

臨時工、社外工という名の不安定な労働者が現われ、本工員と同じ仕事をしながら賃金は非常に低く福利厚生その他の労働条件も不当に差別せられ、景気調整の安全弁として、神武景気には急激に膨張し、不況が始まるや整理の犠牲に立たされてゐる労働階層の存在を忘れてはなりません。さらに男女別または年令別賃金格差のはなはだしきことは、わが国の賃金構成の封建性慣習性を物語つてゐるものであり、男女同一労働同一賃金の原則も容易に実行されず、その格差の改善も何ら見るべきものがありません。かようにわが国の賃金構造をながめて参りますと、その賃金構造の最大の特徴は産業別職業別賃金格差といふよりもほとんど規模別賃金格差に集約することができ、男女別、年令別賃金格差の拡大という封建的賃金構成にあると考えられるのであります。しかし低賃金階層は全産業、全職業にわたつて中小零細企業に群集し、婦人及び年少者の低賃金は全企業にわたつて広範に分布してゐるのであります。西欧のごとき組合組織の状態であれば、未組織で低賃金に放置されてゐる産業、または職業の労働者を対象とする方式も十分効果があると考えますけれども、わが国のこの賃金構造と組合の状態においては政府案のごとき事業別、職業別、地域別の最低賃金だけでは、所期の目的を達することはできず、その賃金構造の最底層に統一的一線を画する必要があると考えるのであります。かくして初めて、事業別、職業別最低賃金も意義を持つてゐるのであります。よつてわが党は全国全産業一律最低賃金を底辺として、その上に労働の質と量に応じ事業別、職業別の最低賃金をあわせ設定することにいたしましたのであります。

以下修正案の概要について御説明申し上げます。第一に、最低賃金の決定方式については、政府案の「業者間協定による最低賃金」及び「業者間協定による地域的最低賃金」の項を削除し、それにかわり、「すべての労働者についての最低賃金」を設け、その最低賃金額の決定については、中央最低賃金審議会の議決を経て、労働大臣が定め国会の承認を受け、国会の承認の手続は法施

行後最初の通常国会の召集日後五日以内に求めることとした。さらにその実施については、法公布のときより三月月間の猶予期間を設け、最低賃金の変更については中央最低賃金審議会の勧告権を設定することとしたのであります。

第二に、全国一律最低賃金額をこれることを相当とする労働者の最低賃金につきましても一定の事業または職業ごとに、全国もしくは地域に応じ決定することとし、次の場合にその決定を行うこととしたのであります。

すなわち一定の事業、職業に従事する相当数の労働者、労働団体、使用者または使用者団体、及びその最低賃金の決定に利害関係を有し、またはその労働条件の決定に慣行的に参加している労働組合、その他の労働者団体の申請があった場合、さらに最低賃金審議会の勧告が行われた場合といたしました。

第三に、労働協約の一般的拘束力に基き最低賃金につきましても、一定の地域だけでなく、全国的にも拡張できることとしたのであります。

第四に、最低賃金決定の原則を労働者の生計費、一般賃金水準その他の事情に改めることとしたのであります。

第五に、最低賃金の適用除外から「試みの使用期間中の者」、「軽易の業務に従事する者」を削除し、これらの最も最低賃金の適用を受けている労働者につきましても別の最低賃金を定めることとしたのであります。

第六に、家内労働者の最低賃金の決定について政府案は、最低賃金が決定された場合において、関連家内労働者

の労働条件の改善及び当該最低賃金の有効な実施を確保するため必要があると認められた場合に、初めて最低賃金を定め、それを一定の家内労働者について適用することとしておりますが、これでは最低賃金の決定までには長き年月を要し、ほとんど大部分の家内労働者は放置されるので真に家内労働者を救済することが困難であります。よって修正案においては、最低賃金の決定は全国家内労働者が対象となるごく物品別に行うこととしたのであります。さらに最低賃金につきましても、労働者が提供する資材、光熱費等の経費を別にし、労働の対価のみと明確にいたしました。

第七に、最低賃金審議会の性格については、諮問機関ではあります。従来この種の機関の答申は十分尊重されず、しばしば政府の裁量により変更されてきたので、最低賃金の決定は議決を経て行うこととしたのであります。また、みずから発議し、勧告できるようにいたしましたのであります。なお政府案中の政府職員たる特別委員は廃止し、委員の任命については労働委員会の例によることとしたのであります。

その他、異議の申立事項の削除、その他修正に関連して技術的修正をいたしました。

以上修正案の概要について説明申し上げましたが、最後に、この修正案が各界の労働者をそれぞれ代表する総評、全労、新産別、中立組合の統一的理解に基き、いわば、わが国すべての労働者の一致した要求に基き作成されたものであることを深く銘記願いたいと思ふのであります。

言うまでもなく最低賃金法は労働立法の中で最も基本的なものの一つであり、従って、それは大多数の労働者の支持と納得に基いて立案されてこそ初めて大なる意義を持ち得るのであります。しかるに政府案はまさにその逆であります。もし、政府案がそのまま成立するようになるとすれば、それこそわが国の労働立法史上大きな汚点を残すばかりでなく、国際的信用を失墜するおそれなしとしないのであります。この点、十分の御留意の上、御審議を希望いたします。

○團田委員長 次に齋藤邦吉君より発言を求められております。これを許します。齋藤邦吉君。

○齋藤委員 私はただいま多賀谷さんが発言されましたことにつきまして、二、三のお尋ねをいたしてみたいと思ふ次第でございます。

最低賃金法案の審議の際に、社会党側におきましては全国一律八千円という最低賃金法案を提出しておられたのであります。先般これを撤回いたしました修正の動議を出されたいことを承わったのであります。しこうしてまた先般の最低賃金法案の採決の際には正々堂々修正の動議の御説明があるものと期待をいたしておったのであります。自民党といたしましては、社会党が修正の動議を出される以上は、正々堂々その趣旨を承わります。これに対して御質問を申し上げようと思ふが、三十数項目にわたる質問を申し上げようと思つたのであります。ところが社会党はいかなる理由によるわけでありませうかかわりませう

れども、出席いたしませんで、新聞紙上では最低賃金法案引き延しのための欠席戦術である、こういうことをいわれておるのでありますけれども、そういうわけで社会党の方々の御出席がなくて、修正動議についての趣旨説明がありませんので、私といたしましてはその修正動議に対する質問の絶好のチャンスが永久に失いましたことはまことに遺憾とするところであります。それはもうすでに済んだことでありますからその程度にいたしまして、これから二、三お尋ねを申し上げます。これより二、三お尋ねを申し上げます。

社会党の修正の案というものは、まず第一に申し上げたいと思ふことは、最低賃金法案をいろいろ審議せられた中央賃金審議会の審議の経過を無視し、労働者側の一方的な意見に立脚したところの修正の動議であると思ふ。私は申し上げ、この点についてお尋ねをいたしたいのであります。すなわち、政府の最低賃金法案は昨年の七月再開いたされた労働、使、公益三者構成の中央賃金審議会において半年の歳月を費やして慎重に検討せられ、その上でなされたものであります。尊重してでき上りましたのが政府の最低賃金法案であります。社会党の方々は審議会の意見は尊重せよというふうなことをよく言われるのであります。政府案はこの中央賃金審議会の意見を尊重して出した案であります。ところが社会党側は、先般におきましては全国一律八千円、これも一つの考えだと思ひます。実現不可能ではありますけれども、一つの考えであります。しかるに、今回それを撤回して、この賃金審議会の審議の過程において、労働者側

が一方的に提出した意見、すなわち全国一律の最低賃金を実施することにも、あわせて業種別賃金を定めるの意見、これを一つものとして今回修正の動議を出された、こういうことであります。すなわち社会党の修正の動議なるものは、委員会の審議経過を無視し、労働者側だけの一方的な意見によつてなされたところの修正の意見である、こういうことを申し上げます。いふまでもなく天下の公認である社会党が、労働、使、公益三者のそれぞれの意見が公平に取り上げられた答申をむしろ無視して、労働者側だけの意見に盲従する、これが社会党の本質であるということであるならば、まことに社会党のために嘆かわしい次第であると思ふのであります。したが、いずれにいたしましても、社会党の意見は労働者側だけの一方的意見に終始したところのものであるといわなければならぬと思ふのであります。これがまず第一点のお尋ねの点であります。

第二の点は、最低賃金法の目的の問題であります。先般社会党の小林委員が、第一の条の目的につきまして、最低賃金というものは労働者の保護だけであるんだ、よけいな目的を掲げる必要はないんだ、過当競争などというものは条文から削除すべきであるとして強く労働大臣に迫られた。私は修正の動議を案にしてみたいと思ふ。ところが修正にはそれが入っていない。すなわち社会党がこの修正の意見をまとめられるに当りまして、小林さんの意見は少数意見として却下されたのではなから

うかと想像するのであります。あるいは社会党も反省をせられて、やはり最低賃金は労働者の保護だけじゃいかぬのだ、こういう良識を取り戻されたために第一条の修正はなかつたのではなからうか、こうも思うのであります。その点もお尋ねをいたしたいと思ふのであります。

それから第三点に、社会党の修正の骨子をなす点につきましてお尋ねを申し上げたいのであります。社会党の修正の動議は全国一律の最低賃金をきめ、それをきめずには一カ年の間に賃金審議会において議を練つてそれを国会に提出して、そして国会の承認を求める、そういう全国一律の最低賃金というものの上に、必要があれば業種別の賃金制をきめていく、こういう骨子になるわけでありまして、慎重にこの内容を検討いたしますと、実にこれは何と申しますか、最低賃金制の実施をだんだんとずらしていく、おくらしていくという意図のあるところの案であると思ふのであります。まず第一にこの案をきめてみますと、全国一律の最低賃金というものを実施しよう、こういうような意見でありますけれども、一体社会党案はいかなる程度額を適当なる全国一律の額と考えておられるのか、その点を承わりたいのであります。

〔発言する者多し〕

○園田委員長 静粛に願います。

○齋藤委員 すなわち、全国一律の最低賃金額というものがあまりにも高きに失するならばやはり経済界に混乱を来す、あまり低過ぎればこれは最低賃金の意味がない。そこでこういうふうな法案を社会党側が先般出そうと

いうのでありましたが、これにつきましては総評系の一部の方々には、やはりあつた法律であつてもわれわれはあくまで八千円であるというふうなことを主張しておるやに聞いております。これが事実でなければつてことであるが、もしもそういうことであるならば、社会党の最初の撤回された原案とあまり変りはない、こういうことになりまして、また八千円というものを強行しようとするならば、おそれる労働組合の中でも——せっかく先ほどは全労、総評などまとまつた案だと仰せられますけれども、全労系が果してこれに賛成するかどうかともわからぬではないでしょうか、そこにも一つの問題があると思ひます。

そこでそういうふうな金額の問題はその程度にいたしまして、今度はその金額のきめ方の問題について申し上げてみたいと思ひます。このきめ方につきましては、賃金審議会において案を練つて労働大臣が国会の承認を求める、こういうふうになつております。妥当なる全国一律の最低賃金額というものを一カ年の間にきめるべきであるという義務を審議会に課してそれを強行しようというところは、実際問題としてこれは不可能ではないでしょうか。数年前に玉糸座繰あるいは絹人絹の最低賃金をきめようとして、その四業種においてすら数カ年の研究をいたしたとしても、最低賃金額を決定することができなかつた歴史を持つております。さら

にまた政府提案の最低賃金法案、社会党の最低賃金法案というものは国会に提出せらるること三たび、約一年以上の審議を経ておりますけれども、なかなか成立の段階まではいつていない。し

かも社会党側は八千円といふながらこれを急遽撤回する、こういう過去の経験から申しまして、労、使、公益三者構成の審議会において、一年間というわずかな期間に全国一律妥当の最低賃金額をきめるといふことは、これは実際問題としてきわめて困難な事柄であります。そこへ持つてきて、先般のよう

に、社会党側が審議遅延のために欠席戦術をした——かどうかは別ですが、けれども、そういうふうな風習がまたこの賃金審議会の中に流行して参りました、おれは反対だといふので退席するといふことになりました。いよいよもつてこれはなかなか難航いたしました。審議はできないといふことになるのではないのでしょうか。さらには、かりに幸いにしてそれが一カ年間にまとまつて国会に出す、こうなりまして、たゞに、国会において承認が得られなかつたら一体どうなります。いよいよもつて最低賃金はできないということになるではありませんか。さらにまた、業種別賃金というものは全国一律の最低賃金制の上にこれを乗ける、こういふのが社会党の修正の意図でありますから、いよいよもつて全国一律の最低賃金制の実施は困難であり、業種別賃金の問題はいよいよ解決が困難ということになるのではないかと申すのであります。すなわち、社会党の方々は、心から最低賃金制を実施しようといふ熱意があるのかないのか疑わしいところの考へを持つておるものであると私は思ふのであります。すなわち、社会党の御意見というものは、労働者側の一方的意見に盲従し、全国の労働者が待望しておるところの最低賃金制の実施を遅延させようといふ意図に基づく

ものであるといわなければならぬと思ふのであります。これらの点についての御意見をお聞かせ願ひたいと思ふのであります。

そのほか実は三十数項目持つておるのですが、時間の関係もありますからこの程度にいたして、私の質問を終えさせていただきます。次第であります。

○多賀谷委員 齋藤委員は十九日の会議のことをおっしゃいましたけれども、ILO八十七号条約をめぐつてすでに一カ年間紛争を続けておる。これは単に国内だけの問題ではなく、国際的舞臺において、あるいは総会において、あるいは理事会において非常な問題になっており、批判を受けておる。でありますから、わが党といたしましては、この問題は本国会きわめて重要な問題でありますので、当初から取り上げたかつたわけでありまして、一応政府の意図が、労働問題懇談会の意見を聞いて、その答申を待つてというところでありましたので、われわれは早天の慈雨のごとくこれを待望しておつたのであります。そこで、十八日に答申案が出ましたので、党といたしましては、きわめて重大な問題でありますから、十九日の予算委員会の傍ら、わが党の国会対策委員長をわづらわして質問に立てよう、こういうことであります。その質問が許されるかどうかという問題は、今後の自民党の労働政策に重大な関係がある、そこで、われわれといたしましては、一応この問題について解明願ひたいといふところから、あつた事象が發生したのであります。われわれが欠席戦術に出た、こういう意味ではなかつたことを御了承願ひたいと思ひます。

次に、中央賃金審議会が答申をしておるのに、それに対して意見を無視しておるではないかといふことでござい

ます。これは、齋藤委員も御存じのよう

できるという余地を残しているのでございます。こういうあり方では、最低賃金額はきわめて低くなるだろうということは、明らかに推量されることでございます。

第二に問題となりますのは、業者間協定によります場合、最高賃金制になる危険が多分にあるという点でございます。御承知の通り、政府案は最低賃金決定の原則といたしまして、事業の賃金支払い能力を規定しております。このような原則に立ちます限り、使用者が企業本位にもの考えますのは当然でございます。このような原則から

第三に問題となる点は、同法施行のかぎが労働大臣に握られているということです。たとえ家内労働者の最低賃金については、労働大臣が必要と認めるときこれを定めるというような規定の仕方でございますが、これではいつになったら家内労働者の最低賃金が決定されるのかわかりません。これと同趣旨の、労働大臣が必要と認めるときという規定は、法案の各所に見られるのでございますが、法律施行の重大な認定権を労働大臣に与えるようなあり方には、私どもは強く反対したいと思うのでございます。これです。

は今まで当委員会における大臣の御発言等を考へてみましても、果して労働大臣が労働者の側に立つてお考へいただけるかどうか疑問に思ふのでございまして、むしろ経営者の側に立つてお考へになるのではないかと私は懸念いたす次第でございます。法律というものが単に一大臣の意のままになることと

自体、大きな問題となるのでござい
ます。ことに現政府のもとにおける労働
大臣のお立場を考えますとき、この点
私は、特に労働大臣に強大なる権限を
集中した当政府案には、強く反対の意
を表明したいと思つてございします。

御存じのように、最低賃金制は、す
でに世界にあっては四十数カ国におい
て実施されていましてございしますが、
これらの国のいづれをとって見まして
も、最低賃金の決定に当っては必ず労
働者の意見を聞き、その意見を尊重す
る建前をとつていましてございします。

ILO憲章に盛り込まれた精神その他から
も、このことが明瞭にくみ取られるの
でございします。さらにまた、最低賃金
決定制度の実施に関する勧告には、次
のようなことが述べられております。

決定される賃金率の権威を一そう大き
くするには、同人数の労使双方が共同
して、賃金決定機関の審議及び決定に
直接参加することを一般の方策としな
ければならない、こう言つておりま
す。さらに、最低賃金額を決定するに
は、賃金決定機関は、関係労働者が適
当な生活水準を維持することができ
るよう考慮しなければならぬとも述
べていましてございします。このよう
な点につきましては、すでにILO条約
を批准した諸国は早くから実施してい
るところでございしますし、批准しない
国といへども、このような精神、規定
あるいは勧告を国際的な常識として認
めていことは、周知のことだと存じ
ます。このような国際的な常識あるいは
国際的な基準について、私たちが早く
から政府にその順守を要求しておりま
すにもかかわらず、今に至るも政府が
その要求に耳をかさないことは、私

どもの最も遺憾とするところでござい
ます。

以上申し上げました点を総合して考
えてみましても、政府提案の最低賃金
法案は、最低賃金法案の名に値しない
といわざるを得ません。(拍手)特に私
は、政府案が、労働者に最も関係の深
い法案を作成するに当つて、労働者の
意見を全然意に介してない点を、強
く非難したいと存ずるものでございま
す。(拍手)前に申し述べました国際条
約その他国際慣行から申してみまし
ても、労働者の意思の入れない最低賃
制度といふものは考えられないので
ございします。労働者の意見を十分に
くみ取り、労働者の生活を保障し、産
業構造の近代化の基礎となるのでござ
いまして、この点私は政府案の重大な欠
陥と思つてございします。

このように、労働者の意見を全く無
視して政府案が作られていましてござ
いまして、私はこういう政府案の背後
に、依然として一貫した低賃金政策の
あることを強調せざるを得ないと思
つてございします。(拍手)言葉をかえ
て申し上げますと、政府はわが国の低
賃金構造を改造する意図は全く持たれ
ず、事態を糊塗するためのうやむやな
法案をお出しになつたにすぎないとい
うことができると存じます。さきにも
申し上げましたが、最低賃金法の目的
として、産業構造の近代化という点の
あることは申し上げるまでもないこと
でございしますが、産業構造の近代化
のために、低賃金構造を打破するとい
う統一的意思あるいは統一の計画機
関が必要とされるのでございします。具
体的に申しますれば、わが国の経済構

造に深い認識を持ち、その認識の上に
立つて、あるべき賃金構造を定めると
いう機関を必要とするものでございま
す。最低賃金法という観点から言いま
すと、その一つの形として、最低賃金
審議会といふものが考えられますし、
この審議会の権限が強く、政府もこの
審議会の設定した計画に従うというこ
とになれば、低賃金打破の有力な土台
にすることができると思つてございま
す。ところが政府案の審議会の権限
はきわめて消極的であり、労働大臣を
動かす力は何らございしません。従つ
て、わが国の最低賃金額をきめるの
は、ただ企業というワケにしまつた
使用者だけということになるのでござ
いまして、ここに私は政府案が、その
打ち出し方ともあれ、隠された意図
が、わが国の低賃金構造をあくまで維
持しようという点にあると考へざるを
得ないのでございします。(拍手)

このような意図を持った最低賃金法
が施行されます限り、現在最も問題に
なつております賃金格差の問題は、解
消されるどころか、かえつて再燃し、
ますますわが国経済に深刻なる影響を
与えることを、私は強く懸念するもの
でございします。このような政府案に
ついて私どもは強く反対するものでござ
います。

さてこのような政府案の欠陥を補う
ために私どもの修正案が出されたので
ございしますが、修正案につきまして
は、多賀谷委員から詳細なる提案理由
の説明がございましたので、私は重複
を避けまして、ただその重要な点に
ついて一、二申し上げたいと存じま
す。

わが国の低賃金構造を根本的に是正
するということを前提として、全国一
率の最低賃金がわが国の修正案にお
いては設定せられ、それと並行して一定
の事業または職業ごとに最低賃金が設
定されるという点でございします。前に
申し述べましたように、わが国の経済
の底には広範な低賃金が構造化されて
いるのでありまして、これを一掃し公正
な賃金水準を作り上げるためには、統
一的な賃金方式を設定し、最低線を確
定するという措置が必要だと思いま
す。この最低線を引くという意味で修
正案が全国一率方式を盛つたのでござ
いまして、この方式を欠いては極端な
賃金格差を是正することは不可能であ
ると思つてございします。ソーシャル・
ダンピングの弊害をなくすために、
わが国の産業構造を近代化することが
急務でございしますが、それには公正な
賃金構造が必要であり、そのために
は全国的に最低の賃金はこうだとい
う、この一線が画されるべきであると
私は考へるものでございします。(拍手)

こういう意味で前に統一賃金政策に
ついて寄手できる機構が考えられなけ
ればならないと申し上げた次第でござ
います。社会党修正案では、中央最低賃
金審議会の権限を強化することを述べ
ておりますが、これは当審議会が国際
的、国内的経済情勢を十分に把握し、
その上で公正な最低賃金を決定するとい
う理由に基くものでございまして、当
審議会の権限の強化と、全国一率の最
低賃金制方式は両々相待つて、公正な
賃金水準の向上、従つてわが国産業構
造の近代化という目標のためには不可
欠なものであると考へるのでございま
す。

す。こういう全国一率の最低賃金の決
定によつて、全国に広く存在する低
賃金労働者の生活水準を引き上げるこ
とが初めて可能だと思つてございま
す。この最低線の上に業種別、職業別
の方式を加味すれば、それらは総合的
に全体として賃金水準引き上げに役立
つと考へますので、特に修正案につ
いての御考慮を強くお願いしたいと思
つてございします。そのほか当修正案
について申し上げる点は多いのでござ
いしますが、すでに提案理由の説明等
詳細に申し上げていまして、私はこの
程度にとどめます。

ただ婦人という立場から一言つけ加
えておきたいと存じます。婦人労働
者の地位が、わが国においては低い
ということは周知のこととございま
す。先日もある会社で、結婚する女子
労働者は退職せよということを決
定したという新聞報道がございまし
たが、これは全くわが国の婦人労働
者の待遇がどのようなものであるか
という一つの例であると存じます。

また賃金についてみましても、婦人
なるがゆえに不当に低い賃金を強要さ
れておりますことは明瞭な事実でござ
います。憲法では、男女同一労働、同
一賃金を宣言しているにもかかわらず、
現実には全く異なった姿なのでござ
います。雇用婦人労働者はもちろん、さ
らに非常に多数の家庭内労働に従事する
婦人労働者についても同じことが言え
ます。すべてこのような婦人労働者の待
遇について、特にこの際私は考慮すべ
きものとして考へるのでございします。
わが国の全体としての低賃金が強くこの
婦人労働者の低賃金に足を引っぱられて
いるという事実によつて、最低賃金立

法に当つては、深くこの点の留意が必要だと存じます。

最後に、つけ加えて申し述べたいことは、社会党修正案は現在の日本の全労働者が一致して支持しているという点でございます。修正案の提案理由の説明にもありましたように、総評、全労、新産別、中立組合というような、日本の労働組合を代表する組合すべてが一致して当修正案の成立をこいねがっているのでございます。労働大臣並びに政府与党の皆様方もこの要望に耳をかされまして、全労働者の心からなる期待にそむかれないことを私は希望するものでございまして、ここに私は、政府案に反対し、修正案賛成の討論を終るものでございまして。(拍手)

○園田委員長 内閣提出にかかる最低賃金法案並びにこれに対する修正案に関する発言は終了いたしました。

なお、去る十九日の本委員会において、内閣提出、最低賃金法案及び修正案の採決に際し、起立総員と宣告いたしましたのは、社会党委員が欠席されおりましたので、そのように宣告いたしましたのであります。先刻よりの御発言によりまして、社会党の委員諸君は、政府原案に反対であることが明らかにいたしましたので、事實は、多数の賛成で決したものであることを明確にいたしておく次第であります。

午後一時五十三分休憩

午後一時四十九分再開

○園田委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。来たる三月

月四日、当委員会において、国際労働条約第八十七号に関する問題について、参考人より意見を聴取することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、参考人の人選及び手続に関しましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○園田委員長 児童福祉法の一部を改正する法律案を議題とし審査を進めます。

質疑に入ります。通告がありますので、これを許します。滝井義高君。

○滝井委員 児童福祉法の一部を改正する法律案について、二、三の点を御質問申し上げたいと思います。

さきにわれわれは児童福祉法の一部を改正する法律で、養育医療と申しますか、いわゆる未熟児に対する対策を立てました。それより前に身体障害の児童に対する育成医療というものをやはり一つの対策として実施をするのことにしたのです。今度新しく児童福祉法の一部を改正して骨関節結核にか

かっている児童に対して、養育医療とか育成医療とか非常に言葉は似ておるが違ふ療育医療の制度を確立することになったわけなんです。いわば骨関節結核患者の療養をやる一方、教育をやるというきわめて進歩的な児童福祉法の改正だと思っております。そういう意味では今度の改正というものはわ

れわれ敬意を表したいと思うのであります。

そこでそういう法律でございますが、一体現在日本の結核の実態というものが、客観的に見てみますと、ツベルクリンあるいはBCGの接種、こういうようなものによって日本の児童と青年の結核というものは非常に減つて参つて、そして現在結核というものが二十五、六才から四十才前後のいわば日本の健全な労働のいない手あるいは生産の推進力の部面に片寄つてきつたわけでございます。しかし児童や青年に結核が減つたとはいへ、なお依然として家族の中に濃厚感染源があつてそれが結核の処女地である児童や乳幼児に非常に大きな脅威となつておることにもまた現実に見落してはならぬ事実であります。そういう中で特に政府が骨関節結核という特殊なものを一体なぜ取り上げたのかということですが、もつと前に、われわれが乳幼児に児童の治療対策を講ずる前に、骨関節結核というより特殊なものを取り上げる前に、もつと一般的な児童の結核というもののについてのやはり明確な政府の施策というものが先行してこなければならぬと思うのですが、そういうものについては一体政府はどうしようとするのか、これを厚生大臣から一つ御答弁を願いたいと思います。

○高田(港)政府委員 大臣からお答えいたします前に私から申し上げたいと思います。児童の結核につきましても、ただいま御質問の御趣旨にもありますように、治療とそれから教育と生活指導というものをあわせ行ふということではなければ、十分児童の福祉は

はかれないというように考えられるのでございまして、そういう意味からい

たしまして、同じく長期の療養を必要といたします結核にかかつております子供一般について、かようないわゆる学

習と療養と生活指導とがいわば三位一体に行われるような体制を確立するといふことがどうしても必要である、そ

ういふような考え方のもとにその方面の努力を進めて参つたのでござい

ますけれども、今回はそのうちでもさらに期間的にも相当長期の療養を必要とする、いわゆるその必要度の最も高

いものから手をつけるという意味にお

いて、この骨関節結核にかかつておる児童の療育の問題を取り上げたのであ

りまして、一般児童の結核の問題につ

いては、今申し上げました趣旨におい

て制度を立てまして、予算を確保いた

しますように、今後十分努力をいたし

たいと考えております。

○滝井委員 必要度の高いものからやるといふことでございしますが、これは児童局長も御存じだと思いますが、一般のいわゆる胸部結核と比べて、骨関節結核というものは、これは非常に発

生が少いわけなんです。私は政策とい

うものはまれなものを先にやるという

ことでなくて、やはり一般的な、大衆

的なものから手をつけるのが政策だ

と思うのです。われわれが学生のときに

こういう一つのエピソードを持つてお

ります。いわゆる皮膚科の患者を見

ております。そうしますと、全身に小

さなおできができて、その患者を

ブローフェッサーがわれわれに見せ

ます。いわゆる医者になりたてのものは

どういふことに診断をするかとい

うって出したのだから、この患者はお

そらくまねなむすかしい疾患であ

らう、こういうことがすぐ頭にくる、

そこで教科書をひもといてそれとま

病名をつけるのです。ところが皮膚科

の疾患の八割ないし九割というものは

普通の湿しんです。だからこれは慢性

の湿しんのか急性の湿しんのか、あ

る急性の湿しんだといへばそれは合

格なんだ。ところがそういうのと同じ

ように、これは医学生の手探しのや

り方、行政はやつておるのではない

か、感じが私にはするのです。われ

われが政策をやる場合には、骨関節結核は原

発的にくることはあります。しかし何と

いっても結核の初感染の形態という

のは、頸部のリンパ腺がはれてくる

か、あるいは肺門のリンパ腺がは

れるか、あるいは肺の形がやつて

きて、それから関節にいく、という

形だと思ふ。そうすると、やはり初

感染のところを抑えるということが

第一前提でなければならぬと思

うのです。一体この児童福祉法の

対象になる子供

の年齢というものは十八才未満

です。十八才未満の日本の一般の

結核で、これは一体どの程度ある

のです。

○高田(港)政府委員 十八才未満で

結核にかかつておる児童は、二十八

年の結核実態調査から推定をいた

しますと、医療の必要者が四十五

万人、さらにこのうちいわゆる学

齢児童が約六万人、そういうふう

な数に推定をされるわけござい

ますが、一方

文部省の方で公立の小中学校にお

ける

長期欠席児童というものについて調べましたところによりますと、小中学生合せまして二万七千名というところになっております。この間数字が相当違っておりますけれども、これはも相当数に上るといふことは、これはおわりの通りでございます。

なお先ほど私の答弁が言葉が足りなかったかとも思いますが、特にこの児童福祉法で取り上げましたのは、長期療養を考えた場合、どうしてもこれには長期療養の立場から単に病気をなおすというだけでなしに、学習指導なり生活指導とあわせてやっていかなければならない。そういうような観点からいたしまして、一般結核対策と個別の特別の体系を考えたわけでござい

ます。その必要度から申しますと、結核にかかっております者のうちでも入院治療が比較的長くかかりますカリエス児童をまず取り上げたのでござい

ます。としまして、もちろん一般の結核児童につきましては平均の入院日数は大体八カ月ということになっております。カリエス児童は約一年半でござい

ます。相当長期にわたっておりますので、同じような考え方をしていかなければならぬといふことは言うまでもないこと

ね。抽出調査でしようけれども、この調査の結果この数字はどういう工合に動いたでしようか。

○尾村政府委員 三十三年でござい

ますか、われわれの方は今度の抽出調査では二十才で切っておりますので十八才との間が若干差があります、傾向は同じと思ひます。二十八年が二十才未満が要治療患者五十六万、従って十八才から二十才の間は四十五万と

五十六万の差になると思ひます。それに対して三十三年は二十才未満が二十四万人でござい

ます。従いまして非常に減少になっております。おそれく十八才未満も大体は同様な傾向じやないか、かように存じており

ます。○滝井委員 大臣、今お聞きのように、日本における青少年の結核とい

も、われわれが大蔵省に予算を折衝する場合には、やはり一般児童を対象にして、今あなたが御説明になりましたように、これはやはり八カ月前後の入院を必要とするのです。だからそこらあたりから網をかぶせていくべきだと思ひます。そうしますと、骨関節結核が全部その中へ包含されてしま

す、この点がどうして主張されなかつたかということなんです。○高田(浩)政府委員 滝井先生は十分事情を御承知の上の御質問だと思ひ

ますが、お話のような線で厚生省として予算の案を立てて交渉をいたしましたのでござい

ますけれども、全般的関係によりまして、今申し上げましたように、カリエス児童に一応なつたわけで

ござい

ます。従って一般児童の問題としては当初の要求の考え方通り今後継続をして努力をして参りたいと思ひて

おります。○滝井委員 やはり結核対策というものは、私はそういういい妙案はないと思ひ

ます。やはりオーソドックスを守らなければならぬと思ひます。そのオーソドックス的な、いわゆる四つに組む政策の立案が

できないところに、日本の結核対策が前進しない理由がある。この点は

大蔵省をもう少し啓蒙する必要がある。その中で、次会には一つ大蔵省の主計局長なり政務次官を――大臣がこれ

ればなおいいのですが、委員長に一つそのように運んでいただきたいと思います。

○高田(浩)政府委員 いわゆる一般

な結核対策としては結核予防法によ

って行われているわけでござい

ますが、従来もこういった児童につきま

して、たとえ国立の結核療養所等に

いても結核の児童を対象とした対策

を進めて参つておるのでござい

まして、現在国立の結核療養所のうち五十

カ所近くにおきまして約二千床ほどの小児ベッドを持ってやっておりますわけ

農民や、その他五人未満の零細企業に働く労働者なりその家族、特に学童もひつくるめて、それらの層は、今からほつほつ皆保険の恩典によつて結核の治療をしようかという、こういう状態が出てきておるといふことなんです。この点は日本のそれらの中小企業なり農村の学童も例外ではない。この問題をやはり私たちは十分気をつけなくてはならぬ。もちろん最近の日本における農村も、もはや都市と同じように、結核がずつとびまん性に、平均的に、同じように広がっていきました。そしてそこではなるほど免疫を受け

て、諸外国と同じように結核が古くなりつつありますけれども、学童というその肉体自身をとってみれば、これは結核についての処女地であることは間違いないのです。従つてこれが乳幼児に感染すれば、結核の脳膜炎になるだろうし、それから学齡児になりまし

て、五、六才以上の者になれば、肺門リンパ腺なり肋膜炎になることは明らかです。そうしてみますと、それらの患者がよりやく今から病氣をなおす、治療の皆保険の恩典に浴そうかという、こういう形になると、結核というものはそこに今度はしょうけつをきわめて

くることは明らかだ。こういう点から考えてみると、ますます農村や中小企業者がたくさんその児童を送っておる学校から、重点的にパスあるいはヒドラジッドの無料のTBの政策というものが始められなければならないという具体的な政策も、私はそこから出てくる

それからもう一つ注意しなければならぬ点は、結核の病床がいわゆるあき始めてきているということです。空床

がだんだん多くなつてきている。一九五四年の利用率は、九四・一％の利用率、ところが五六年は八五・九％、五七年は八二・二％と、実に急激な下り方を始めている。そうしますと、日本の学童の中で、開放性の結核を持つておる学童については、この空床を利用するという政策です。こういう点について、この政策というものは、やはり具体的に金をつぎ込まずして、一石二鳥、三鳥、四鳥の政策というものがとられなければならぬと思うのです。そういう総合的な政策というものが、今の日本の厚生行政には欠けておるし、それらの総合的な問題についての検討と申しますか、大蔵省の金を出す方の啓蒙があなた方に足りないのではないかと思うのです。こういう点について、あなた方は今度の骨関節結核をやられる場合に、どういう工合にお考えになったかということです。だから児童の問題を単に児童局だけの問題とする問題のとらえ方をやると、これは誤まる。

やはり日本の結核全体の中におけるその第一歩の発足の場としての児童の結核、大きな結核対策の一環としてまず児童の結核対策、こういうとらえ方をすると、おとなが使つておつた病床があいておるならば、何も子供の保護所に入れなくとも、それに入れる。そこに二十、三十の空床があれば、そこらの地区の学童をそこに当てはめて、そうして内科医を兼任させてやれば、これはできぬことはない。内科の専門の医者、結核の専門の医者ならば、小児結核だつてわからぬはずはないわけです。こういう政策がどうも欠けておるという感じがするのですが、大臣はそ

こらあたりをどうお考えになりますか。

○坂田国務大臣 まことにいい御意見だと思つてございまして、われわれといたしましては、単に児童局における児童の結核対策、しかもその中の骨関節の対策ということではなく、やはり総合的な一貫的な結核対策の中において、この骨関節の対策ということを考えて参らなければならぬのであつて、同時に一面において、この空床ができつつある、それについて何か児童を入院させるというよりな、いわば行き届いた総合的な対策があつてしかるべきではないかという御意見は、まことに私同感でございします。ただ空床がありますところが、直ちに児童のそういう感染をした人たちを入れられる状況にあるかというところは、これは具体的に検討いたしてみなければわからないかと思ひますけれども、その御趣旨は私まことに賛成に考えております。

○滝井委員 本会議の予鈴が鳴りましたので、この問題については次会に譲らしてもらいたいのですが、次会は全国の国立なり、結核関係の空床の分布の状態で申しますか、こういう点についての御説明を一ついただきたいと思ひます。それを宿題として、きようはこれで終ります。

○園田委員長 次会は来たる三月四日午前十時より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後二時三十七分散会